

日本の地方行政の概要

日本国総務省
大臣官房総括審議官
宮地 毅

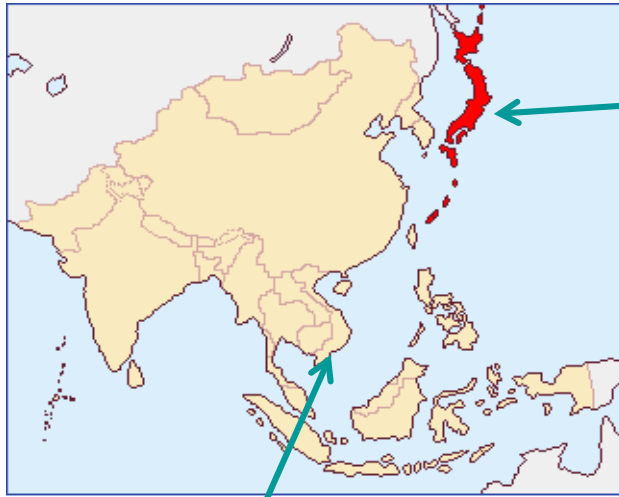
1. 地方自治制度について

2. 地方税財政制度について

1. 地方自治制度について

日本の地方自治制度のあらまし

- 日本の地方自治は、憲法で保障されている。国と地方は別の法人格を持ち、地方自治の仕組みや国と地方の関係については、地方自治法に定められている。
- 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の2層制である。
- 地方公共団体は、公選（住民の直接選挙）による議員による議会を持ち、議会は、予算の議決等のほか、法律の範囲内での立法権限を有している。
- 行政の執行は公選される首長（知事・市町村長）が行う。
 - ※ 国の行政執行は、内閣が行う。国は議院内閣制を採る。
- 国の事業に比べ、地方公共団体が担任するもののウェイトが高い。
 - ※ ただし、地方公共団体が担任する行政の多くは、国の法律による義務付けがある。



日本

日本の都道府県

ベトナム

最大

最小

総面積: 377,973.89km²

最大 : 北海道 83,423.84km²

最小 : 香川県 1,876.77km²

(2017年10月1日)

地方公共団体の組織及び運営に関する制度の体系

日 本 国 憲 法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」（第92条）

憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、及びその法律の内容は「地方自治の本旨」に基づかなければならないこととされている。

地 方 自 治 法

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」（第1条）

<主な規定事項>

- ・ 国と地方公共団体の役割分担の原則
- ・ 地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
- ・ 地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
- ・ 住民及び住民の権利・義務
- ・ 条例及び規則
- ・ 議会
- ・ 執行機関の構成と事務・権能等
- ・ 財務
- ・ 国等の関与等のあり方及び係争処理等

<地方自治法以外の基本的一般的事項を定める法律>

- ・ 公職選挙法
- ・ 地方公務員法
- ・ 地方財政法
- ・ 地方税法
- ・ 地方交付税法
- ・ 住民基本台帳法
- 等

<特定の行政分野に関する法律>

- ・ 地方公営企業法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 警察法
- ・ 消防組織法
- ・ 農業委員会等に関する法律
- 等

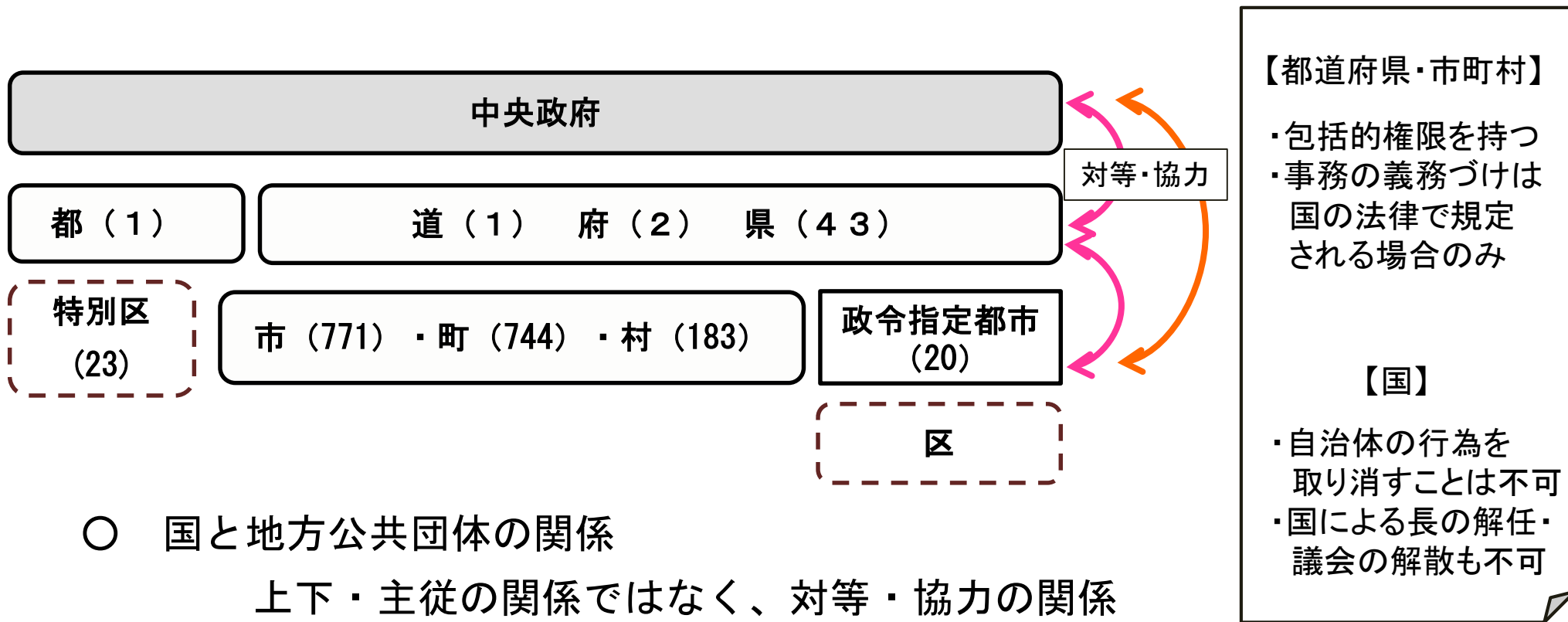
日本の地方公共団体

○ 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の2層制である。

※ 都道府県〈広域の地方公共団体〉47

市町村〈基礎的な地方公共団体〉1718

(2017年4月1日時点)



地方公共団体の数と構成

種別	数		人口(最大～最小)
都道府県	47	都(1)	13,515,271(東京都)
		道府県(46)	9,126,214(神奈川県) ～ 573,441(鳥取県)
市町村	1,718	市(791)	指定都市(20) 3,724,844(横浜市) ～ 704,989(静岡市)
			中核市(54) 622,890(船橋市) ～ 193,717(鳥取市)
			施行時特例市(31) 380,868(一宮市) ～ 193,125(甲府市)
			その他(686) 483,480(松戸市) ～ 3,585(歌志内市)
		町(744)	51,053(府中町) ～ 1,068(早川町)
		村(183)	39,504(読谷村) ～ 178(青ヶ島村)
特別区 (東京都に設置)	23		903,346(世田谷区) ～ 58,406(千代田区)

(注) 地方公共団体の数及び内訳は、2018年4月1日現在

人口は2015年国勢調査人口(確定値)による。

※避難指示区域を含む市町村は除く

国と地方との事務分担（例）

		公共投資	教育	福祉	その他
国		○高速自動車道 ○国道（指定区間）	○大学	○社会保険 ○医師免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	○国道（その他） ○都道府県道	○高等学校 ○小・中学校職員の給与・人事	○保健所 ○生活保護（町村の区域）	○警察 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等 ○市町村道	○小・中学校 ○幼稚園・保育園	○ゴミ処理 ○国民健康保険 ○介護保険 ○生活保護（市の区域）	○消防 ○住民登録

市と町村の主な相違点

		市	町村
要件		○ 人口5万人以上 ○ 当該市の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上 ○ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上 ○ 以上のほか都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること (法 § 8 ①) ※合併市町村については、市となるべき要件は、人口3万人以上のみ 《市町村の合併の特例等に関する法律第7条(～H22. 3. 31)》	【町の要件】 ○ 都道府県の条例で定める町としての要件を備えていること ⇒ 市街地要件、商工業従事者要件などを定めている例が多い。 (法 § 8 ②) 【村の要件】 なし
事務	生活保護	福祉事務所を設置し、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。 (社会福祉法 § 14、生活保護法 § 19)	<u>福祉事務所を設置する町村</u>においては、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。
	都市計画	知事が都市計画区域を指定し、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。 (都市計画法 § 5)	<u>知事が指定する都市計画区域を有する場合</u>、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。

指定都市・中核市の概要

区分	指定都市	中核市
要件	人口50万以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定）	人口20万以上で政令で指定する市
事務配分の特例	次頁のとおり	次頁のとおり
関与の特例	知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。
行政組織上の特例	- 区の設定 - 区選挙管理委員会の設置 等	なし
財政上の特例	- 地方道路譲与税の増額 - 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） - 宝くじの発売 等	地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正）
決定の手続	政令で指定	- 市からの申出に基づき、政令で指定 - 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 - 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要

地方公共団体が担う主な事務

都道府県

- ・児童相談所の設置
- ・市街地開発事業の認可
- ・市内の指定区間外の国道や県道の管理
- ・県費負担教職員の任免、給与の決定 等

指定都市

- ・指定区間の1級河川、2級河川の管理
- ・小中学校に係る学級編制基準、教職員定数の決定
- ・私立学校、市町村(指定都市を除く)立学校の設置許可
- ・高等学校の設置・管理
- ・警察(犯罪捜査、運転免許等)
- ・都市計画区域の指定 等

- ・特別養護老人ホームの設置認可・監督
- ・身体障害者手帳の交付
- ・保健所設置市が行う事務
 - 地域住民の健康保持・増進のための事業
 - 飲食店営業等の許可、温泉の利用許可
- ・屋外広告物の条例による設置制限
- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可
- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定 等

中核市

市町村

- ・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)
- ・特別養護老人ホームの設置・運営
- ・介護保険事業
- ・国民健康保険事業

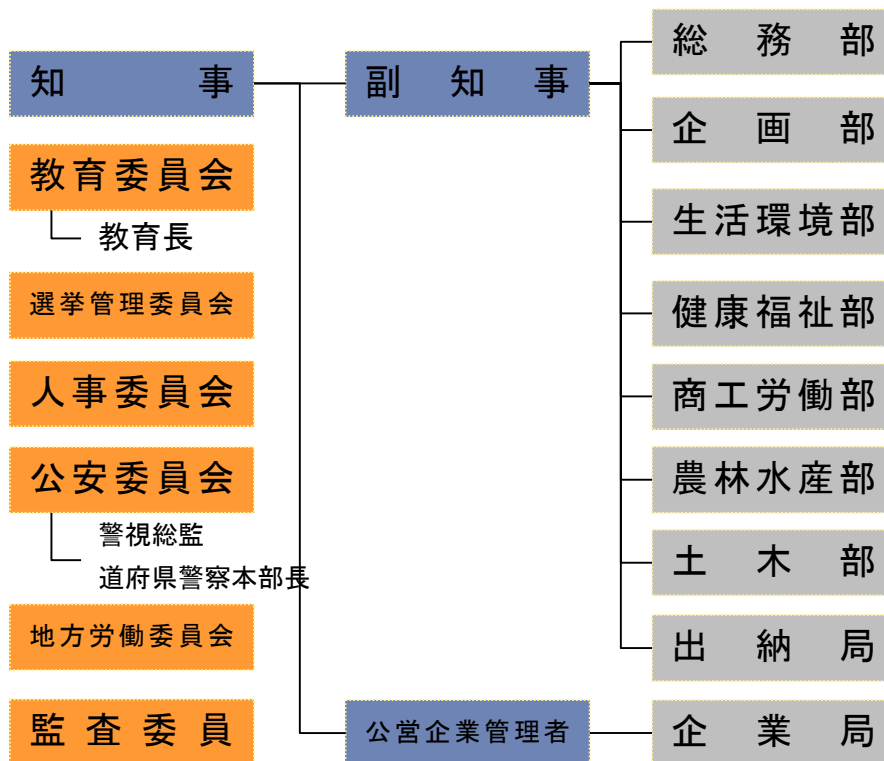
- ・都市計画決定
- ・市町村道、橋梁の建設・管理
- ・上下水道の整備・管理運営

- ・小中学校の設置・管理
- ・一般廃棄物の収集や処理
- ・消防・救急活動
- ・住民票や戸籍の事務 等

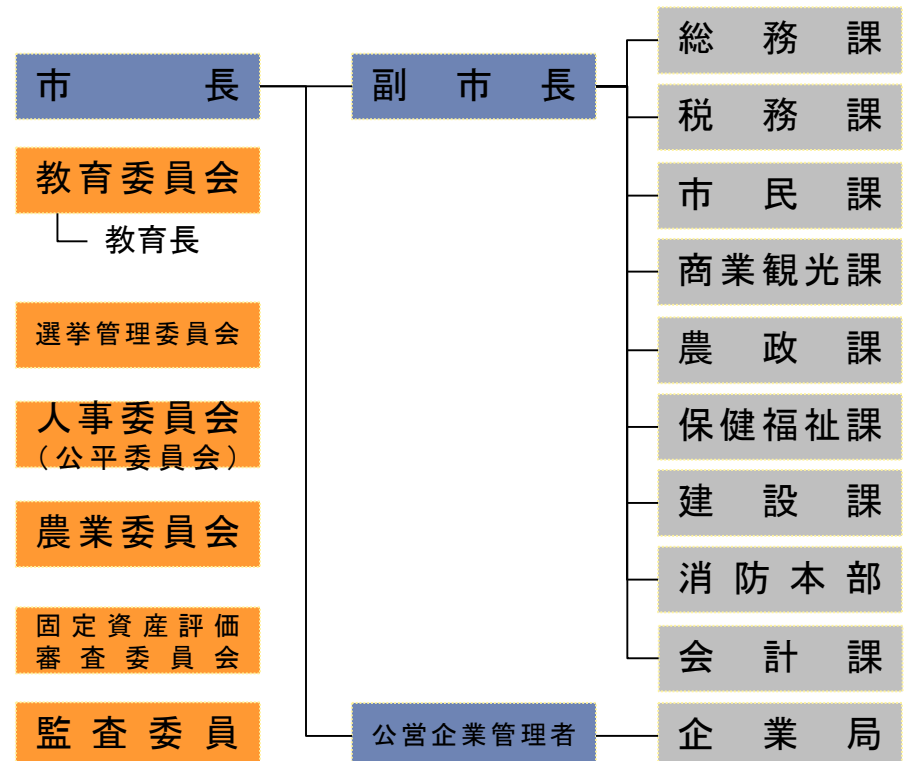
地方公共団体の組織図

- 執行機関として知事・市町村長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会等の機関がある。
- 知事・市町村長の下に、議会の同意を得て知事・市町村長が任命する副知事・副市町村長（任期４年）が、また各分野の事務を担当する部や課等の組織がおかれる。

県の行政機構（一例）



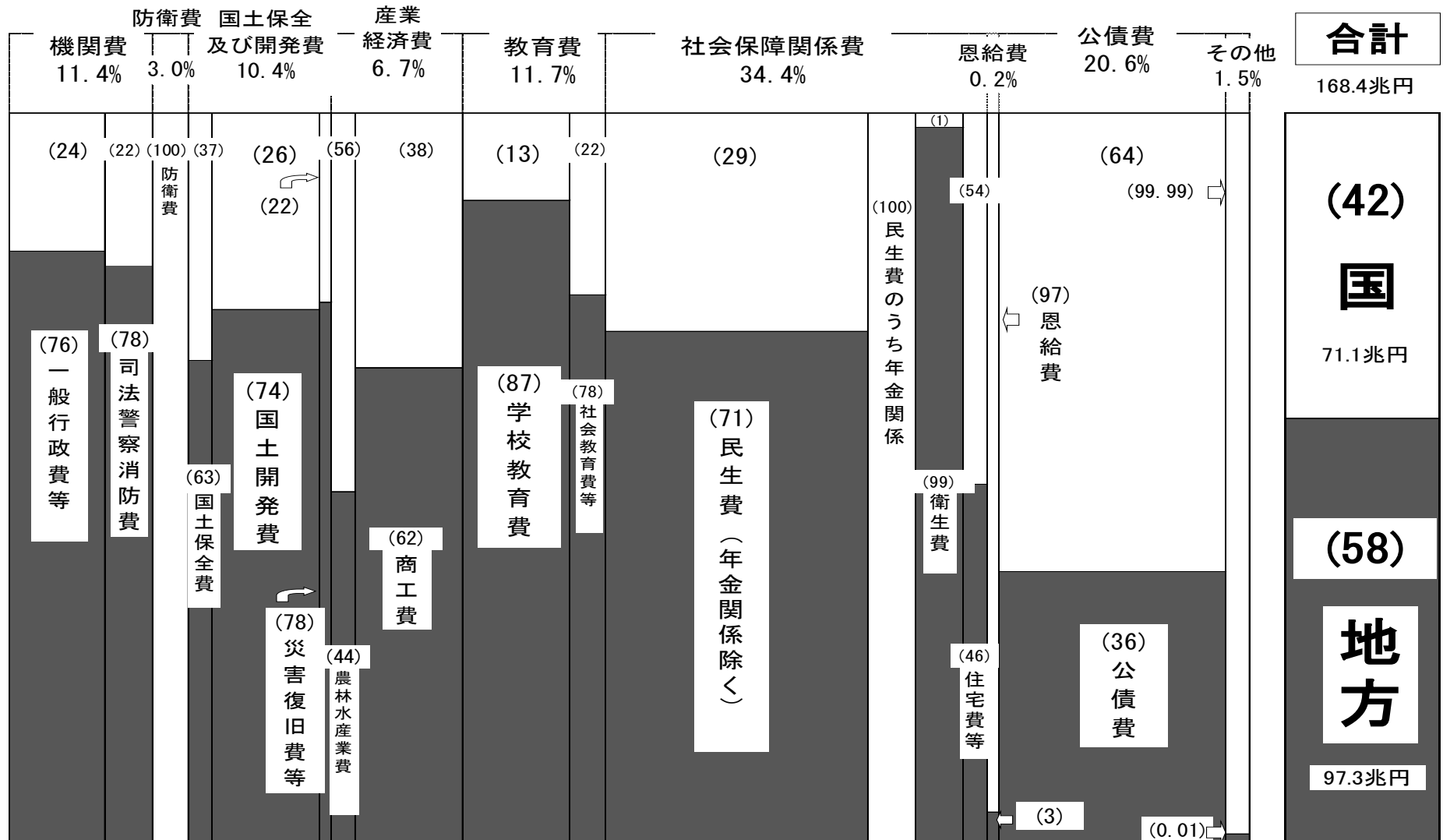
市の行政機構（一例）



2. 地方税財政制度について

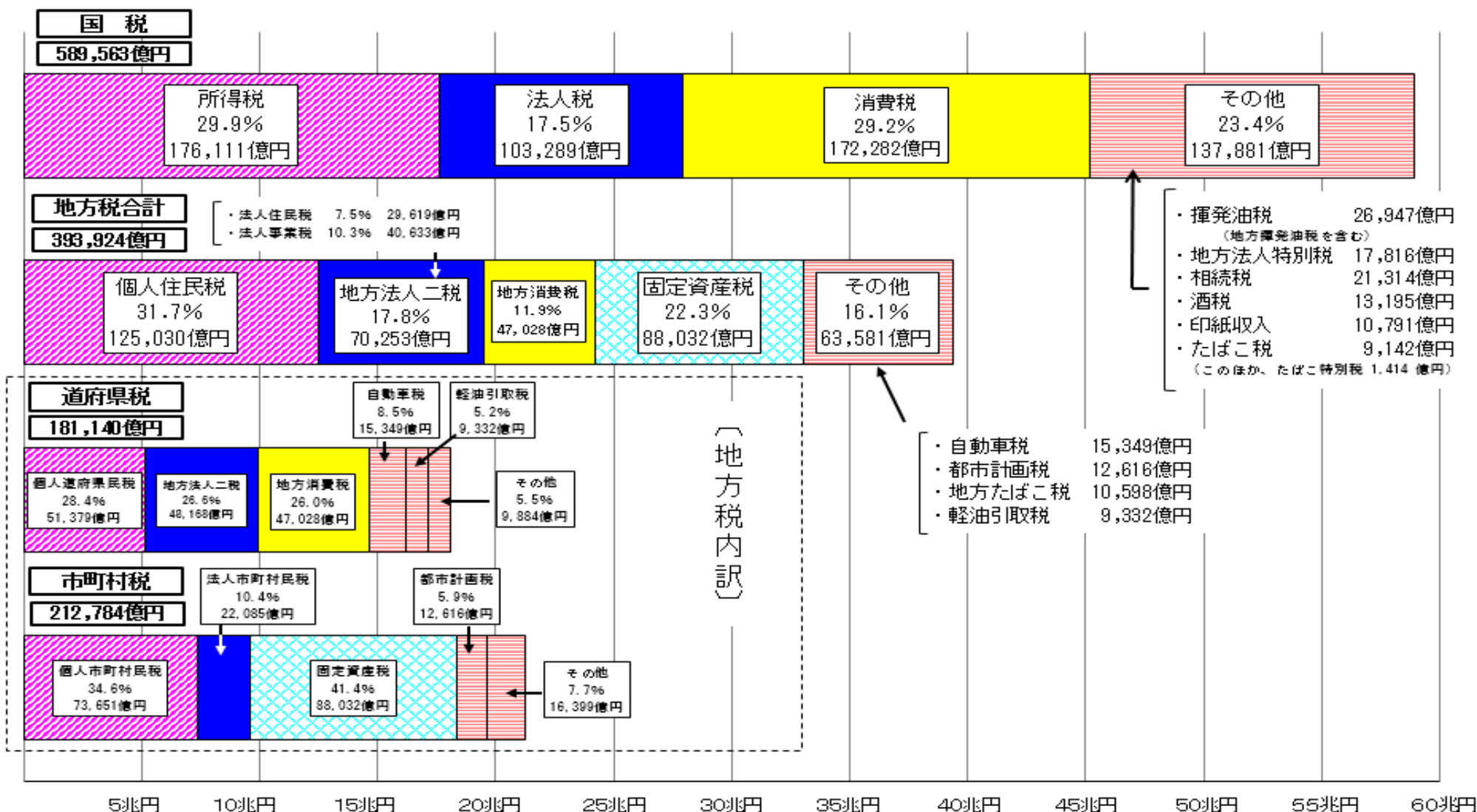
地方財政の果たす役割

○ 国と地方の役割分担（平成28年度決算）
 ＜歳出決算・最終支出ベース＞



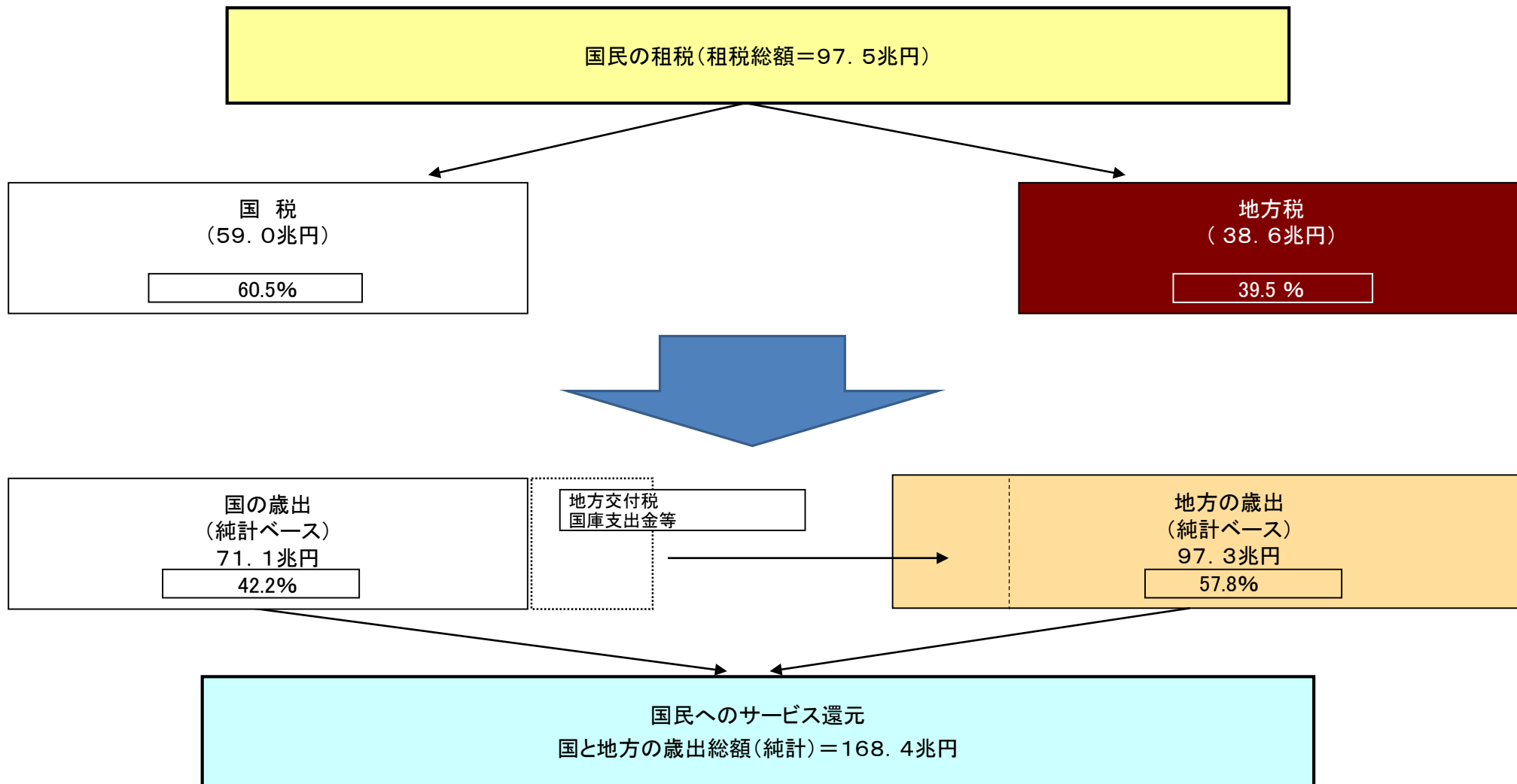
（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国税と地方税の税収内訳（平成28年度決算額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
 4 計額はそれぞれ四捨五入にしているため、計とは一致しない場合がある。

国と地方の税源分配（平成28年の決算額）



（注）精査中であり、数値が異動することがある。

（注）地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

（注）国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%
特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

普通交付税の算定方法

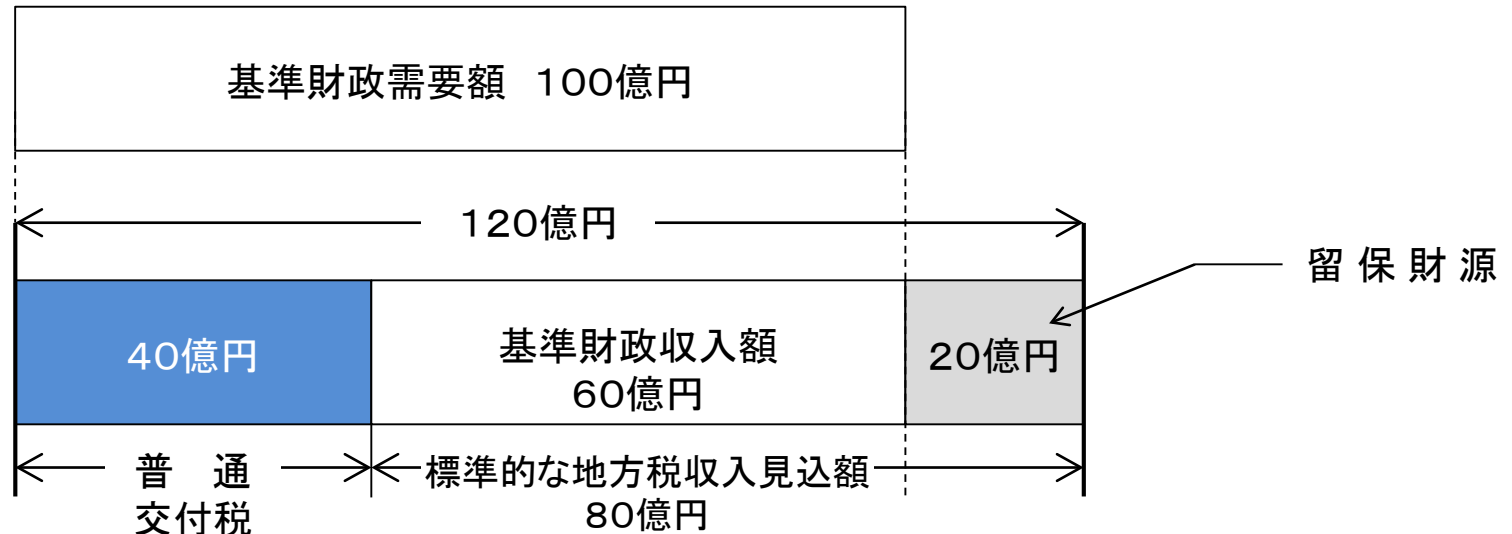
普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付

- 基準財政需要額 = 各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額
- $$\text{単位費用(単価)} \times \text{測定単位(国勢調査人口等)} \times \text{補正係数}$$

人口規模や
人口密度による
コスト差等を反映

- 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 $\times$ 75%(譲与税については100%)

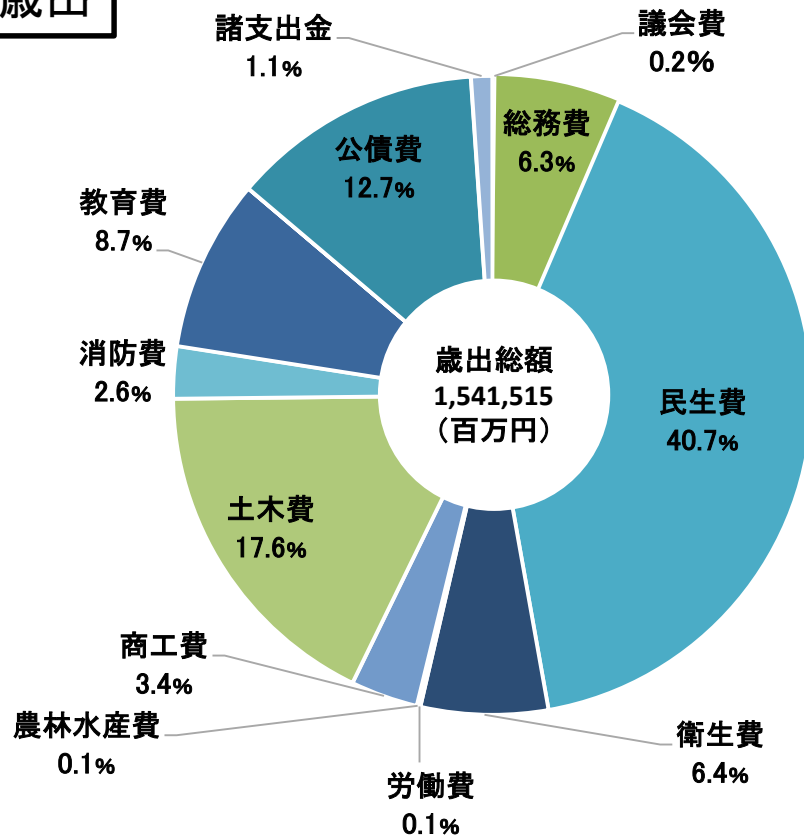
- 算定例



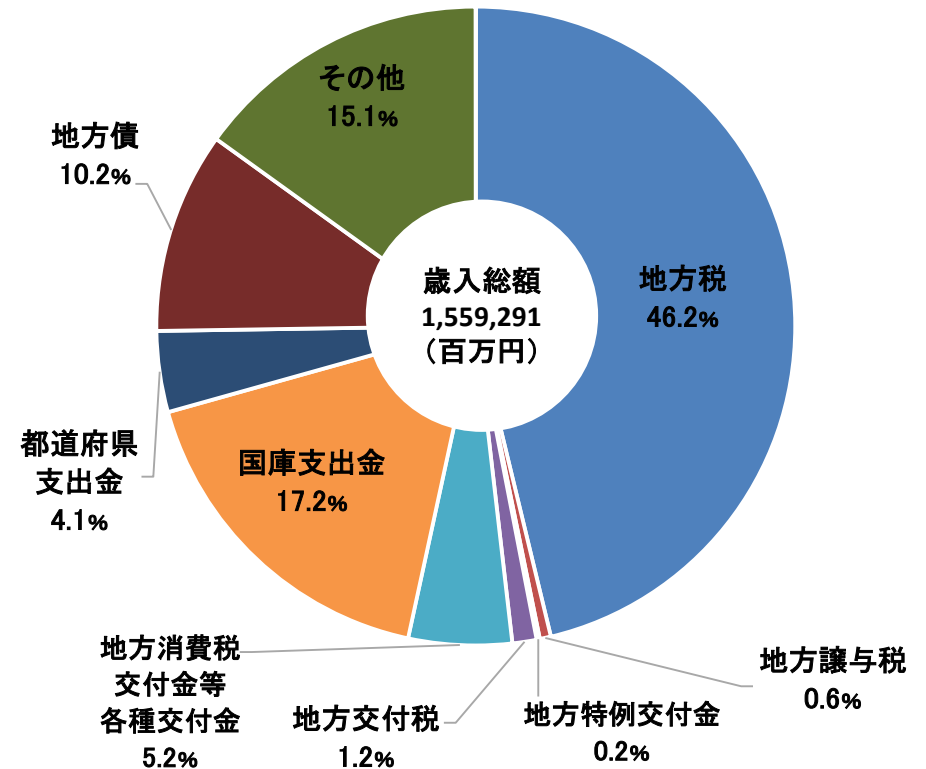
横浜市（指定都市）の平成28年度決算額等の状況

横浜市の人口:372.5万人

歳出



歳入



(参考:職員数)

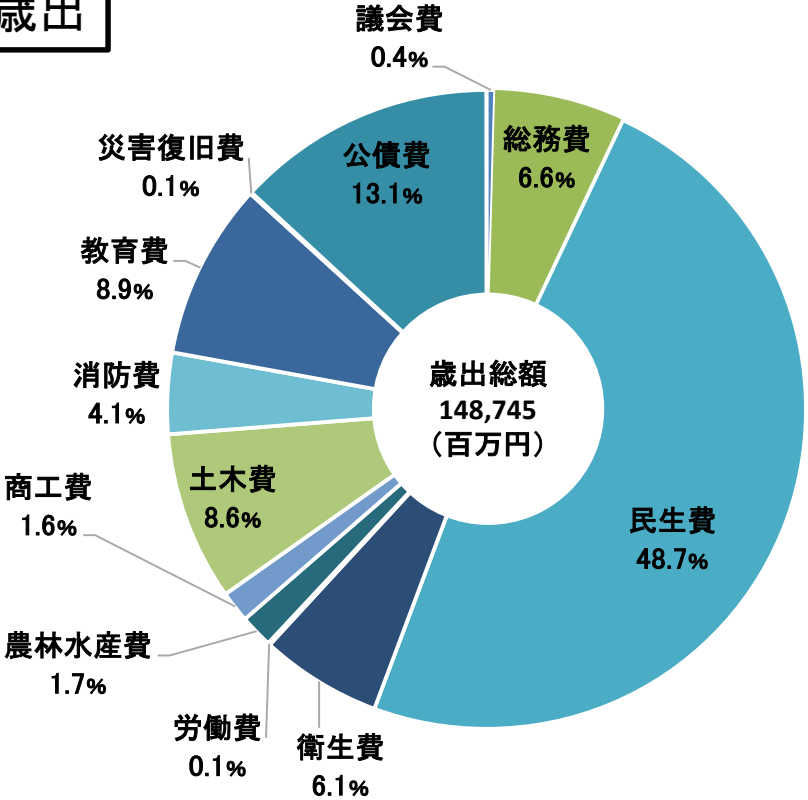
(人)

議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	消防	教育	合計
50	3,088	1,103	4,299	3,383	22	113	192	2,134	3,512	2,506	20,402

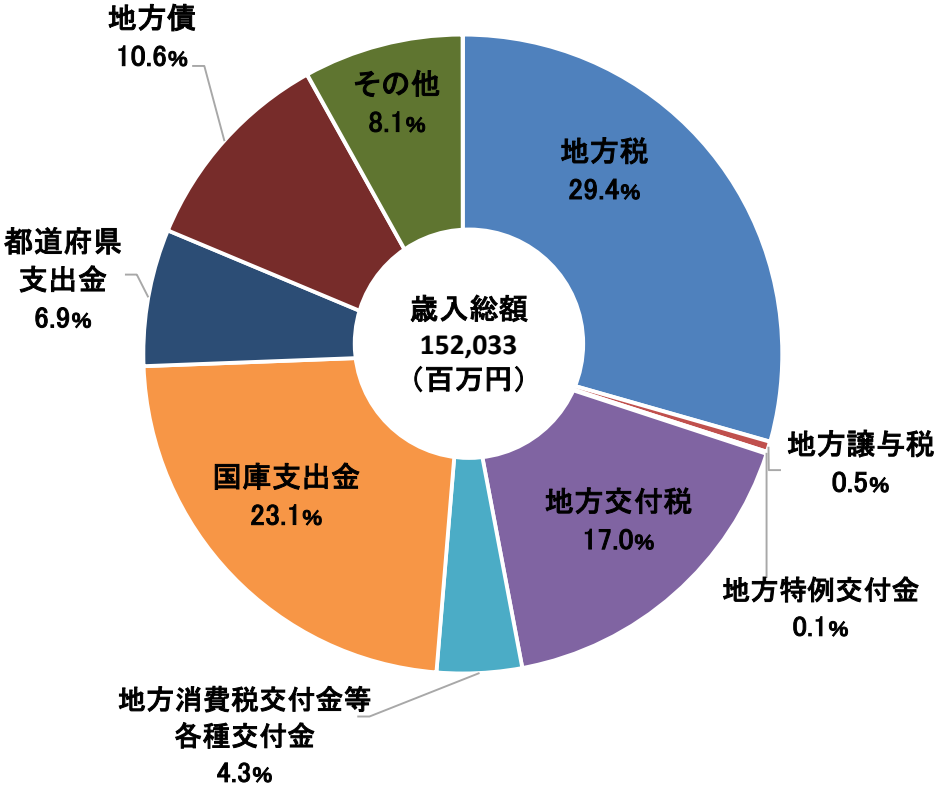
高知市（中核市）の平成28年度決算額等の状況

高知市の人口:33.7万人

歳出



歳入



(参考:職員数)

(人)

議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	消防	教育	合計
18	330	122	570	342	5	63	50	202	374	333	2,409

ご清聴ありがとうございました。